

## 子どもなんでも相談室



### ◆子どもの気になる症状「吃音（きつおん）」①

言葉の出はじめがつかまったり、くりかえしたり、引き伸ばしたり、など、いわゆる「どもる」状態のことを吃音と言います。

吃音は幼児期から始まる「発達性吃音」と後天的に生じる「獲得性吃音」とがありますが、今回はもっともよく見られる「発達性吃音」の幼児期の対応についてお話しします。

「吃音」は、約7～8割は成長とともにスムーズに話せるようになると言われていていますが、しかし、大きくなってからも吃音が続く子どももいます。何もしないで様子を見ているだけでは、吃音が悪化し、話しづらくなる心配もあります。子どもがどちらのグループになるのかを正確に予測することは、今のところできません。しかし、適切な対応が子どもの話し方を楽にすることがわかっています。

幼児の場合は、吃音に対する自覚もそれほどないので、どもっていても話を積極的にできるような環境づくりが大切です。そのためには周囲の大人がどもっていてもかまわないという態度で接することが必要です。例えば、子どもの話を途中でさえぎった

り、言いたいことを先取りしたり、途中で質問したりしないようにしましょう。言い直しをさせたり、「ゆっくり話して」と指摘したりするなど、ちょっとしたことが子どもにとっては負担になっているかもしれません。

話すこととは、相手に気持ちを伝えたり、自分の思いを表現したりすることです。その部分を大事にし、話したことを受け入れてもらえたという体験を実感させることはとても大切なことです。

(参考：『子どものこころ百科 東山紘久 創元社、『吃音・流暢性障害のある子どもの理解と支援』 小林宏明・川合紀宗 学苑社、『吃音相談シリーズ・幼児編 うちの子はどもっているの？お子さんの話し方が気になる方へ』 ことばの臨床教育研究会)

㊛ 健康推進課（愛知川庁舎）  
子育て世代包括支援センター  
☎0749-42-7661



## 暮らしの掲示板

### 新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

#### ■3回目接種の実施について

2回目の接種から原則8か月経過した18歳以上の町内に住所を有する方を対象として、3回目接種を実施します。については、対象となる方に順次ご案内を送付しますので、今しばらくお待ちください。

【接種スケジュール】

対象者	接種案内発送日	予約開始日	接種開始日
令和3年7月31日までに2回目の接種を終えた65歳以上の方*1	令和4年1月21日（金）	令和4年1月29日（土） 午前9時	令和4年2月4日（金）
令和3年8月31日までに2回目の接種を終えた方	令和4年1月21日（金）	令和4年3月頃*2	令和4年3月頃*2
令和3年12月31日までに2回目の接種を終えた方	令和4年3月下旬（予定）	調整中*2	調整中*2

\*1 65歳以上の方については、2回目接種から7か月経過で3回目接種ができます。

\*2 日程は決まり次第ホームページ・公式LINE・防災無線等でお知らせします。

#### ■転入前に新型コロナウイルスワクチンの2回目接種を終えた方へ

他市町村で2回目の新型コロナウイルスワクチン接種を終え、その後愛荘町に転入された18歳以上の方は接種券発行申請書の提出が必要です。

申請書の提出がないと、3回目接種のご案内が送付できませんので、接種を希望する方は必ずご提出ください。

詳細については、町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.aisho.shiga.jp/soshiki/kansensho/8387.html>

㊛ 新型コロナウイルスワクチン接種推進室（愛知川庁舎）☎0749-29-9081



## 障がい者の社会参加を促進します



事業名	次の①②の助成事業のうち1つを選択	
	①タクシー運賃助成事業	②自動車燃料費助成事業
目的	障がい児（者）が自らの障がいを克服するために、日常生活を支援する取り組みとして交通費の一部を助成することで、自立と社会参加を基調とした安心感や生きがいの持てる生活を確保します。	
対象者	家庭において生活をしている方で、事業ごとに次のいずれかに該当する方	
	①タクシー運賃助成事業 ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、1～3級の方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神保健福祉手帳の交付を受けた方	②自動車燃料費 ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、1・2級の方 ・療育手帳の交付を受けた方で最重度および重度（A1、A2）の方 ・精神保健福祉手帳の交付を受けた方で1級の方 ※ただし、高齢者通院支援助成事業の利用者は対象外となります。
助成額	①タクシー運賃助成事業 【助成額の上限は、14,400円（年額）です。※】	②自動車燃料費助成事業 【助成額の上限は、7,200円（年額）です。※】
	※年度の途中で助成決定となった場合は、決定月から年度末までに応じた助成額となります。	

## 高齢者の通院を支援します

事業名	タクシー運賃助成事業
目的	自ら自動車の運転ができない低所得の高齢者が、慢性的な疾患により医療機関へ定期的な通院をするために必要な交通費の一部を助成することで、疾患の重度化を防ぐことによって、介護予防につなげ、安心して在宅生活できる環境を確保します。
対象者	家庭において生活をしている方で、次の●印の全てに該当する方 ●満65歳以上の高齢者のみの世帯または満75歳以上の昼間高齢者のみの世帯 ●慢性的な疾患により月に1日以上通院または慢性的な疾患により2ヶ月に1日以上通院をされている方 ●自動車の運転ができない方 ●住民税非課税の方 ●町税等の滞納がない方 ※ただし、障がい者社会参加促進助成事業の利用者は対象となりません。 ※昼間に18歳以上の家族が同居していても、その者が自動車等の運転免許を取得していない場合、もしくは取得していても身体的に運転できる状態にない場合は昼間高齢者と見なします。
助成額	<満65歳以上の高齢者のみの世帯> ・毎月1日以上通院が必要な方 最大21,600円（年額） ・2ヶ月に1日以上通院が必要な方 最大10,800円（年額） <満75歳以上の昼間高齢者のみの世帯> ・毎月1日以上通院が必要な方 最大14,400円（年額） ・2ヶ月に1日以上通院が必要な方 最大7,200円（年額） ※年度の途中で助成決定となった場合は、決定月から年度末までに応じた助成額となります。



㊛ 福祉課（愛知川庁舎）☎0749-42-7691